

(介護予防)通所リハビリテーション利用料金表

※各料金は自己負担の金額を記載しています。

※送迎料金は基本料金に含まれております。

(要介護利用者)

(1)基本料金

単位：円				要介護度	1割負担	2割負担	3割負担	
介護保険適応分	要介護利用者	基本料金 (大規模型)	1時間以上 2時間未満	要介護1	357	714	1,071	1日につき
				要介護2	388	776	1,164	
				要介護3	415	830	1,245	
				要介護4	445	890	1,335	
				要介護5	475	950	1,425	
			2時間以上 3時間未満	要介護1	372	744	1,116	1日につき
				要介護2	427	854	1,281	
				要介護3	482	964	1,446	
				要介護4	536	1,072	1,608	
				要介護5	591	1,182	1,773	
			3時間以上 4時間未満	要介護1	470	940	1,410	1日につき
				要介護2	547	1,094	1,641	
				要介護3	623	1,246	1,869	
				要介護4	719	1,438	2,157	
				要介護5	816	1,632	2,448	
			4時間以上 5時間未満	要介護1	525	1,050	1,575	1日につき
				要介護2	611	1,222	1,833	
				要介護3	696	1,392	2,088	
				要介護4	805	1,610	2,415	
				要介護5	912	1,824	2,736	
			5時間以上 6時間未満	要介護1	584	1,168	1,752	1日につき
				要介護2	692	1,384	2,076	
				要介護3	800	1,600	2,400	
				要介護4	929	1,858	2,787	
				要介護5	1,053	2,106	3,159	
			6時間以上 7時間未満	要介護1	675	1,350	2,025	1日につき
				要介護2	802	1,604	2,406	
				要介護3	926	1,852	2,778	
				要介護4	1,077	2,154	3,231	
				要介護5	1,224	2,448	3,672	
			7時間以上 8時間未満	要介護1	714	1,428	2,142	1日につき
				要介護2	847	1,694	2,541	
				要介護3	983	1,966	2,949	
				要介護4	1,140	2,280	3,420	
				要介護5	1,300	2,600	3,900	

(2)加算料金一覧

単位：円				1 割負担	2 割負担	3 割負担	
介護保険適応分	要介護利用者	加算料金	退院時共同指導加算	600	1,200	1,800	1 回あたり
			科学的介護推進体制加算	40	80	120	1 月につき
			入浴介助加算(Ⅰ)	40	80	120	1 日につき
			入浴介助加算(Ⅱ)	60	120	180	1 日につき
			リハビリテーション提供体制加算 (3時間以上4時間未満)	12	24	36	1 日につき
			リハビリテーション提供体制加算 (4時間以上5時間未満)	16	32	48	1 日につき
			リハビリテーション提供体制加算 (5時間以上6時間未満)	20	40	60	1 日につき
			リハビリテーション提供体制加算 (6時間以上7時間未満)	24	48	72	1 日につき
			リハビリテーション提供体制加算 (7時間以上)	28	56	84	1 日につき
			サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (介護福祉士70%以上、勤続10年以上の介護福祉士25%以上)	22	44	66	1 日につき
			サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (介護福祉士50%以上)	18	36	54	1 日につき
			サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (介護福祉士40%以上、勤続7年以上の者が30%以上)	6	12	18	1 日につき
			リハビリテーションマネジメント加算(イ) (開始日から6月以内)	560	1,120	1,680	1 月につき
			リハビリテーションマネジメント加算(イ) (開始日から6月超)	240	480	720	1 月につき
			リハビリテーションマネジメント加算(ロ) (開始日から6月以内)	593	1,186	1,779	1 月につき
			リハビリテーションマネジメント加算(ロ) (開始日から6月超)	273	546	819	1 月につき
			リハビリテーションマネジメント加算(ハ) (開始日から6月以内)	793	1,586	2,379	1 月につき
			リハビリテーションマネジメント加算(ハ) (開始日から6月超)	473	946	1,419	1 月につき
			※リハビリテーションマネジメント加算において、 医師が利用者又はその家族に説明した場合	270	540	810	1 月につき
			短期集中リハビリテーション実施加算 (退院・退所日又は認定有効期間開始日から3月以内)	110	220	330	1 回あたり
			認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ) (退院・退所日又は認定有効期間開始日から3月以内)	240	480	720	1 回あたり
			認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) (退院・退所日又は認定有効期間開始日から3月以内)	1,920	3,840	5,760	1 月につき
			生活行為向上リハビリテーション実施加算 (開始日から6月以内)	1,250	2,500	3,750	1 月につき
			若年性認知症利用者受入加算	60	120	180	1 日につき
			中重度者ケア体制加算	20	40	60	1 日につき
			移行支援加算	12	24	36	1 日につき
			栄養アセスメント加算	50	100	150	1 月につき
			栄養改善加算	200	400	600	1 回あたり
			口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20	40	60	1 回あたり
			口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5	10	15	1 回あたり
			口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	300	450	1 回あたり
			口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	320	480	1 回あたり
		減算料金	事業所が送迎を行わない場合 (片道につき)	-47	-94	-141	1 日につき

※介護職員等処遇改善加算Ⅰ(サービス費合計の8.6%)、Ⅱ(8.3%)、Ⅲ(6.6%)、Ⅳ(5.3%)のいずれかが別途加算されます。(1月につき)

			加算項目	内 容
介護保険適応分	要介護利用者	加算内容一覧	退院時共同指導加算	入院中の方が退院するにあたり、リハビリ事業所の医師又は理学療法士・作業療法士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後、利用者に対し通所リハビリを行った場合に加算されます。
			科学的介護推進体制加算	利用者の基本的なデータ（ADL（日常生活動作）の値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況）を厚労省に提出し、データベースを活用してサービス計画を確認するなど、PDCAサイクルを推進してケアの質を向上させる取り組みをした場合に加算されます。
			入浴介助加算（Ⅰ）	入浴介助を行った場合に加算されます。
			入浴介助加算（Ⅱ）	医師等が当該利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作および浴室の環境を評価し、個別の入浴計画を作成した場合に加算されます。
			リハビリテーション提供体制加算 （3時間以上4時間未満）（4時間以上5時間未満） （5時間以上6時間未満）（6時間以上7時間未満） （7時間以上）各時間常別	常時当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士の合計数が、当該事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合（リハビリテーションの専門職を基準以上に配置している場合）に加算されます。
			サービス提供体制強化加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）	介護職員の内、介護福祉士の配置割合によりいずれかが加算されます。
			リハビリテーションマネジメント加算（イ） （開始日から6月以内）（開始日から6月超）	定期的に関し、リハビリテーション会議を開催し、情報共有や計画の見直しを行い、リハビリテーションマネジメントを継続的に実施している場合に算定します。
			リハビリテーションマネジメント加算（ロ） （開始日から6月以内）（開始日から6月超）	リハビリテーションマネジメント加算（イ）の要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、その情報を活用してリハビリテーションを提供している場合に算定します。
			リハビリテーションマネジメント加算（ハ） （開始日から6月以内）（開始日から6月超）	リハビリテーションマネジメント加算（ロ）の要件に加え、リハ・口腔・栄養のアセスメントを実施し、情報を一体的に共有している場合に算定します。
			※リハビリテーションマネジメント加算にて、医師が利用者又はその家族に説明した場合、上記に加えて	リハビリテーションマネジメント加算にて、医師が説明した場合に算定します。
			短期集中個別リハビリテーション実施加算 （退院・退所日又は認定有効期間開始日から3月以内）	退院（所）日又は認定有効期間開始日から起算し3月以内の期間に、医師の指示により集中的なリハビリテーションを個別に実施した場合に加算されます。
			認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） （退院・退所日又は認定有効期間開始日から3月以内）	退院（所）日又は認定有効期間開始日から起算し3月以内の期間に、医師の指示により1週間2日を限度として個別にリハビリテーションを実施した場合に加算されます。同時に、リハビリテーションマネジメント加算を算定する必要があります。
			認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） （退院・退所日又は認定有効期間開始日から3月以内）	退院（所）日又は認定有効期間開始日から起算し3月以内の期間に、医師の指示により1月に4回以上リハビリテーションを実施した場合に加算されます。同時に、リハビリテーションマネジメント加算を算定する必要があります。
			生活行為向上リハビリテーション実施加算 （開始日から6月以内）	リハビリテーションマネジメント加算を算定しており、生活行為の内容の充実を図るための目標、実施頻度、実施場所等が記載されたリハビリテーション計画を定めて、リハビリテーションを提供した際に算定します。
			若年性認知症利用者受入加算	40歳以上65歳未満の認知症を有する利用者に対し、一人ひとりの症状に対して担当スタッフを設け、状態に応じたサービスや環境が整えられている場合に加算されます。
			中重度者ケア体制加算	前年度または直近3ヶ月前分の利用者総数のうち、要介護3・要介護4・要介護5の利用者の割合が30%以上であること。サービス提供時間帯を通じ、専従の看護職員を1人以上配置していること。中重度の要介護者であっても、社会性の維持を図るとともに、在宅生活が継続できるケアを計画的に実施するためのプログラムを作成すること。上記条件が満たされている場合に加算されます。
			移行支援加算	通所リハビリテーション終了者のうち、指定通所介護等を実施した者が全体の3%を超えていること、通所リハビリテーションの利用の回転率が一定数を超えていることなどの条件が満たされている場合に加算されます。
			栄養アセスメント加算	利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。
			栄養改善加算	栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問しておこなった場合に加算されます。
			口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態を確認し、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合に加算されます。
			口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合に加算されます。
			口腔機能向上加算（Ⅰ）	利用者の口腔機能を把握し、言語聴覚士や歯科衛生士等が共同して口腔機能改善管理指導計画を作成・実施・定期評価を行った場合に加算されます。
			口腔機能向上加算（Ⅱ）	上記に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報や口腔衛生管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。
			介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、大分市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し通所リハビリテーションを行った場合、所定単位数に加算されます。
		減算	事業所が送迎を行わない場合（減算） （片道につき）	居宅と事業所間の送迎を行わない場合は、片道につき所定単位数から減算されます。

(要支援利用者)

介護保険制度改定、令和6年6月1日より

単位：円				1割負担	2割負担	3割負担		
介護保険適応分	要支援利用者	基本料金	要支援 1		2,268	4,536	6,804	1月につき
			要支援 2		4,228	8,456	12,684	
		加算料金	退院時共同指導加算		600	1,200	1,800	1回あたり
			科学的介護推進体制加算		40	80	120	1月につき
			サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (介護福祉士70%以上、勤続10年以上の介護福祉士25%以上)	要支援 1	88	176	264	1月につき
			サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (介護福祉士70%以上、勤続10年以上の介護福祉士25%以上)	要支援 2	176	352	528	1月につき
			サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (介護福祉士50%以上)	要支援 1	72	144	216	1月につき
			サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (介護福祉士50%以上)	要支援 2	144	288	432	1月につき
			サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (介護福祉士40%以上、勤続7年以上の者が30%以上)	要支援 1	24	48	72	1月につき
			サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (介護福祉士40%以上、勤続7年以上の者が30%以上)	要支援 2	48	96	144	1月につき
			運動器機能向上加算		廃止(基本料金に包括化)			
			事業所評価加算		廃止			
			生活行為向上リハビリテーション実施加算 (開始日から6月以内)		562	1,124	1,686	1月につき
			一体的サービス提供加算		480	960	1,440	1月につき
			若年性認知症利用者受入加算		240	480	720	1日につき
			栄養アセスメント加算		50	100	150	1月につき
			栄養改善加算		200	400	600	1回あたり
			口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		20	40	60	1回あたり
			口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		5	10	15	1回あたり
			口腔機能向上加算(Ⅰ)		150	300	450	1回あたり
			口腔機能向上加算(Ⅱ)		160	320	480	1回あたり
		減算料金	利用開始月から12月を超えている場合(減算)	要支援 1	-120	-240	-360	1月につき
				要支援 2	-240	-480	-720	1月につき

※介護職員等処遇改善加算Ⅰ(サービス費合計の8.6%)、Ⅱ(8.3%)、Ⅲ(6.6%)、Ⅳ(5.3%)のいずれかが別途加算されます。(1月につき)

			加算項目	内 容
介護保険適応分	要支援利用者	加算 内容 一覧	退院時共同指導加算	入院中の方が退院するにあたり、リハビリ事業所の医師又は理学療法士・作業療法士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後、利用者に対し通所リハビリを行った場合に加算されます。
			科学的介護推進体制加算	利用者の基本的なデータ（ADL（日常生活動作）の値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況）を厚生労働省に提出し、データベースを活用してサービス計画を確認するなど、PDCAサイクルを推進してケアの質を向上させる取り組みをした場合に加算されます。
			サービス提供体制強化加算(Ⅰ),(Ⅱ),(Ⅲ)	介護職員の内、介護福祉士の配置割合によりいずれかが加算されます。
			生活行為向上リハビリテーション実施加算 (開始日から6月以内)	生活行為の内容の充実を図るための目標、実施頻度、実施場所等が記載されたりハビリテーション計画を定めて、リハビリテーションを提供した際に算定します。
			一体的サービス提供加算	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施している場合に加算されます。
			若年性認知症利用者受入加算	40歳以上65歳未満の認知症を有する利用者に対し、一人ひとりの症状に対して担当スタッフを設け、状態に応じたサービスや環境が整えられている場合に加算されます。
			栄養アセスメント加算	利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。
			栄養改善加算	栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問しておこなった場合に加算されます。
			口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態を確認し、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合に加算されます。
			口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合に加算されます。
			口腔機能向上加算(Ⅰ)	利用者の口腔機能を把握し、言語聴覚士や歯科衛生士等が共同して口腔機能改善管理指導計画を作成・実施・定期評価を行った場合に加算されます。
			口腔機能向上加算(Ⅱ)	上記に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報や口腔衛生管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。
			介護職員等処遇改善加算(Ⅰ),(Ⅱ),(Ⅲ)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、大分市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し通所リハビリテーションを行った場合、所定単位数に加算されます。
		減算	12月超の利用者に対する減算	利用者に対して介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて利用を継続する場合、1月につき減額します。
		減算なし	12月超の利用者に対する減算なし	3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、計画を見直すとともに、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、その情報を活用してリハビリテーションを提供している場合に、減算は行われません。

(要介護利用者・要支援利用者共通)実費負担分

令和7年6月1日より

単位：円				負担額	
実費負担分	要介護・要支援	食費	昼食代(おやつ代含む)	650円	1日につき
		排泄用品代	リハビリパンツM～L	実費相当額	1枚につき
			リハビリパンツL～LL		1枚につき
			尿取りパット(小)		1枚につき
			さらはだパット		1枚につき
		サークル活動等材料代	書道教室材料費	60円	1日につき
			生花教室材料費	1,150円	1日につき
			詩吟教室材料費	50円	1日につき
			絵画教室材料費	100円	1日につき
			パッチワーク教室材料費	50円+材料実費相当額	1日につき
			木目込みサークル材料費	材料実費相当額	1日につき
			大正琴教室材料費	50円	1日につき
			俳句教室材料費	50円	1日につき
		マッサージ	マッサージ料金	100円	1日につき
		行事・レク	行事・レク参加費	実費相当額	1日につき
		その他	文書発行手数料	2,000円	1日につき

※食事提供については、ご利用時間帯により提供できない事があります。

※排泄用品については価格の変動により金額が変更する場合があります。

※サークル活動・マッサージ・行事・レクに関しては、事前に同意を得た上でご参加いただいた場合にお支払いいただきます。

生きがい対応デイサービス利用者料金表

令和7年6月1日より

月2回まで	基本事業負担額	180円	1回あたり
	食材費(おやつ代含む)	650円	
	入浴料・諸経費	490円	
	合計負担額	1,320円	

生きがい対応デイサービス自費料金(月2回を超える場合)

月3回目以降	基本事業負担額・入浴料・諸経費	2,790円	1回あたり
	食材費(おやつ代含む)	650円	
	合計負担額	3440円	

実費負担分	要介護・要支援		項目	負担額	
		サークル活動等材料代	書道教室材料費	60円	1回あたり
			生花教室材料費	1,150円	1回あたり
			詩吟教室材料費	50円	1回あたり
			絵画教室材料費	100円	1回あたり
			パッチワーク教室材料費	50円+材料実費相当額	1回あたり
			木目込みサークル材料費	材料実費相当額	1回あたり
			大正琴教室材料費	50円	1回あたり
			俳句教室材料費	50円	1回あたり
		マッサージ	マッサージ料金	100円	1回あたり
		おむつ	おむつ費	実費相当額	1枚あたり
		行事・レク	行事・レク参加費	実費相当額	1回あたり
		その他	文書発行手数料	2,000円	1回あたり

※食事提供については、ご利用時間帯により提供できない事があります。

※排泄用品については価格の変動により金額が変更する場合があります。

※サークル活動・マッサージ・行事・レクに関しては、事前に同意を得た上でご参加いただいた場合にお支払いいただきます。